

北長瀬未来ふれあい総合公園のご利用を検討されている皆様へ

1.はじめに

この公園は、新しい岡山の魅力と活力あるまちづくりを目指し、操車場跡地全体が「庭園都市」のシンボルとなる緑豊かな空間となり、市民のみならず、広域からも多くの人が訪れ、交流できる賑わい空間づくりを進める、「人々が関わることで育まれる都市の森」というコンセプトの元、整備が進められてきました。公園内でイベントを開催する場合は、市民の集いの場、憩いの場である公園機能を損なうことがないよう樹木や芝生等の良好な状態を維持すること、地域住民との調和を図るため騒音などの迷惑につながらないこと等、様々な配慮を行うため公園管理者からの許可が必要になります。また、イベント以外でも集会や撮影等で使用される場合も併せて申請が必要となります。

2.申請時に必要なもの

①行為許可申請書【必須】

…管理者に申請するための申請書です。イベント概要を記載します

②企画書【必須】

…イベントの詳細の記載をお願いします。記入例を見ながら必要事項をご記入ください

③配置図【必須】

…イベントの当日のレイアウト、搬入経路、使用するコンセント盤等をご記入ください。

記入例を見ながら必要事項を漏れなく記入してください。必要に応じて拡大して使用してください

④活動ヤード利用申請書【任意】

…搬入等で活動ヤードの利用を希望される方は、別途こちらの書類をご提出ください

⑤解錠・施錠申請書【任意】

…活動ヤード、コンセント盤の鍵の解施錠を希望する場合は、こちらの書類をご提出ください

⑥利用申請時チェックシート【必須】

…全ての書類が揃っているかを確認し、提出するものをこちらのチェックシートに✓をつけてください

また、添付書類の内容を必ず確認し、同意いただける方のみ申請いただけます。

3.申請について

・公園申請窓口の受付時間は午前9時から午後6時までです。(12/29～1/3を除く)

・公園利用についてのご相談はパークコーディネーターという専属のスタッフを水・金・土の午後1時から午後5時までの間で配置しております。ご相談希望の際は、事前予約をお願いいたします。

・申請が可能な期間は利用日の3週間～6か月前までです。毎月1日に半年先のひと月分の申請が可能となります。(例:5月1日に11月1日～30日までの申請が可能)

・申請書類は利用日の3週間(21日)前までに全ての書類にご記入の上ご提出ください。

・利用日から3週間(21日)以内に、申請書類に修正があった場合は申請は無効となります。また利用日から3週間(21日)以内の申請はお受けできません。十分に猶予を持った申請準備を宜しくお願い致します。

・申請書提出後、許可書発行までは広報活動は許可されません。許可前の広報が確認された場合は違反とみなし、公園利用ができない可能性がありますのでご了承ください。

4.キャンセル・返金について

許可書発行後のキャンセルおよび返金は原則不可としています。

なお、以下に該当する場合は協議の上返金することがあります。

①地震・風水害等の天災事変

②台風等悪天候(豪雨・竜巻等)・降灰により屋外での利用が不可能な場合

③予期せぬ降雪により現場に入らなかった場合

④管理者側より安全に開催が不可能と判断した場合

⑤その他、管理者がやむを得ないと認めた場合

ご利用までの流れ

①利用についての相談をする **利用日の半年～1か月前**

公園利用に関する問合せ、相談を公園受付に実施してください。必要に応じて専属スタッフのパークコーディネーターが対応いたします。利用日時や利用内容を確定させてください。

②申請書の記入・提出 **利用日の半年前から3週間前**

行為許可申請書等、申請に必要な書類を記入してください。不明点は都度問い合わせていただくようにし、提出前に修正をお済ませください。申請書は必ず利用日の3週間前までに修正も実施した状態でご提出ください。利用日の3週間以内に差戻しとなった場合、ご利用ができませんのでご注意ください。

提出は9:00-18:00の間にみはらしプラザ受付にお持ちいただくか、メールにてお送りください(メールの場合、申請書は押印済のものをお送りいただき、原本は当日までにお持ちいただくか郵送をお願いいたします)

※申請可能最終日時は、実施日より21日前の18時となります。

③許可書の発行 **申請書提出後1週間以内**

申請書が公園管理者に承認されたら許可書を発行いたします。許可書が発行された時点より広報を開始いただけます。また許可書発行後のキャンセルは全額キャンセル料が発生いたします。

※許可書は発行され次第メールにてお送りします。

④請求書の発行、お振込み **申請書提出後1～2週間後**

許可書の発行後、請求書を発行いたします。請求書に記載の支払期日までにお振込みをお願いします。請求書は「行為許可申請書」の「申請人」宛てに作成いたしますので、「申請人」よりお振込みいただくようご注意ください。

※お支払方法は口座振込のみ(現金払い不可)

⑤利用 **前日～当日**

利用当日は9:15以降に受付にお声掛けください。その際に「完了報告書」をお渡しさせていただきます。また、イベント終了後も受付にお声掛けください。

⑥完了報告書の提出 **終了後1週間以内**

利用終了後はすみやかに完了報告書をご提出ください。